

一般財団法人丸亀市観光協会体験型観光メニュー流通環境整備事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この助成金は、体験型観光メニュー（以下「メニュー」という。）造成を促進することにより、丸亀市の観光振興に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この助成金は、丸亀市内に住所を有する個人又は法人であつて、市内で実施又は開催可能な体験型観光メニューを実施し、インターネット旅行会社（以下 OTA という）のウェブサイトに掲載し販売する者に対して交付する。

(対象事業)

第3条 この助成金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、第1条の目的を達成するために必要かつ適当と一般財団法人丸亀市観光協会理事長（以下「理事長」という。）が認める事業とする。

(助成対象経費及び助成金額)

第4条 この助成金の交付対象経費は、OTA への掲載料及び販売手数料のうち、理事長が必要かつ適当と認めるものとする。助成金額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) OTA への掲載が初回の場合 助成対象経費の10分の10以内
- (2) OTA へ掲載済または2度目以降の場合 助成対象経費の2分の1以内

ただし、助成金額の年度あたりの上限は5万円とする。

(交付申請)

第5条 この助成金の交付を受けようとする者（以下「実施者」という。）は、対象事業の実施に着手する1か月前までに助成金交付申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 理事長は、前条の助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

(交付条件等)

第7条 理事長は、助成金の交付を決定するに当たり必要と認めるときは、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 対象事業の内容、又は経費の配分を変更（理事長の定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を書面により得ること。
- (2) 対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を書面で得ること。
- (3) 対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、理事長に速やかに報告し、その指示を受けること。
- (4) 理事長が必要と認める場合には、対象事業の進捗に係る報告を行い、又は理事長が指名した職員が行う対象事業に係る証憑等その他の物件の検査を受けること。

(決定の通知)

第8条 理事長は、助成金の交付の決定をしたときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、実施者に通知するものとし、前条各号に掲げる条件を付したときは当該通知書に記載するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 実施者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容、付された条件等に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面により申請の取下げ

ることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、交付決定を無効とする。

(事情変更による決定の取消等)

第 10 条 理事長は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、対象事業のうち既に経過した期間に係るものを除き、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(実施者の責務)

第 11 条 実施者は、助成金の交付の目的に従って誠実に対象事業を行わなければならない。

2 実施者は、この要綱の定め及び助成金の交付の決定の内容並びにこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって対象事業を行わなければならない、助成金を他の用途に使用してはならない。

(状況報告等)

第 12 条 理事長は、必要があると認めるときは、当該助成金について実施者に対し報告を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第 13 条 実施者は、対象事業を実施したときは、事業実績報告書（様式第 2 号）を、必要な期限までに理事長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、理事長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 14 条 理事長は、前条の事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（様式第 4 号）により実施者に通知しなければならない。

(助成金の支払)

第 15 条 実施者は、前条の通知を受けた後、助成金の支払を受けようとするときは、助成金精算払請求書（様式第 5 号）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、特に必要があると認めたときは、助成金の概算払いをすることができる。

(決定の取消し)

第 16 条 理事長は、実施者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部、又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受け、または助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容、又はこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 助成金を対象事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 理事長の承認を受けて、対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (5) 対象事業を遂行する見込みがなくなったとき。
- (6) この要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、対象事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第 17 条 理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 理事長は、実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(加算金及び延滞金)

第 18 条 実施者は、前条の規定による助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。この場合において、理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

2 実施者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。

(書類の保管)

第 19 条 実施者は、対象事業に係る予算及び決算の状況を明らかにした調書を作成し、これを関係書類とともに対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(補則)

第 20 条 この要綱の定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（施行期日）

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日より適用する。